

令和6年度 第17回競技本部理事会

令和6年（2024年）7月25日 改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
340 公認スノーボード審判員規程	340 公認スノーボード審判員規程	
（趣 旨） 第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。 （任 務） 第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。 （公認審判員の種類等） 第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。 （1）本連盟公認スノーボード審判員 （2）F I S公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級） （受検資格） 第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者で、加盟団体長の推薦を受けた者とする。 2 受検者は、男女共、受検する年の1月1日現在で、満 23才以上の者とする。 —（講習・検定会）— 第5条 受検者は、本連盟の主催するクリニック又は講習会に、参加しなければならない。 2 F I S公認審判員の受検者は、F I S規則により、競技規則、実技、語学を含む検定を受けなければならない。	（趣 旨） 第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。 （任 務） 第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。 （公認審判員の種類等） 第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。 （1）本連盟公認スノーボード審判員 <u>（以下「S A J公認審判員」という。）</u> （2）F I S公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級） <u>（以下F I S公認審判員）という。）</u> （受検資格） 第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者とする。 2 受検者は、男女共、受検する年の1<u>8</u>月1日現在で、満 23<u>18</u>才以上の者とする。 （<u>研修会</u>・検定会業務の所管等） 第5<u>5</u>条 公認審判員の<u>研修会</u>・検定会に伴う一切の業務は、本連盟が行う。 <u>（研修会・検定会業務の講師）</u> <u>第6条 公認審判員の研修会・検定会の講師は、F I Sから派遣された者、またはF I S公認審判員A級又はB級保持者</u>	(1)、(2)ともに注釈を追加。 FIS には年齢制限がないため、SAJ として年齢制限を緩和し、23 才→18 才に。SAJ 年度始めの8月1日からとする。 第5条（講習・検定会）を削除。 第10条（研修会・検定会業務の所管等）を第5条へ移動。「講習」を正式用語の「研修会」に修正。「競技本部スノーボード部」を「本連盟」へ修正。 講師について定めた第6条を追加。

(クリニック) 第6条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催のジャッジ・クリニック (以下「クリニック」という。)に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。ただし、クリニックの参加料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。 (資格の停止) 第7条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、審判員としての活動をする事ができない。 (1) 所定のクリニックに2年続けて欠席したとき。 (2) 年次登録料を納期までに納入しないとき。 (3) F I S公認競技会及び本連盟主催公認競技会の審判員を2年続けて行わなかったとき。 (資格の喪失) 第8条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 (2) 正当な理由なくして所定のクリニックに、3年続けて欠席したとき。 (3) 年次登録料を3年続けて納入しないとき。 (4) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。 (5) その他公認審判員としての体面を汚すような行為があったとき。 (年次登録料) 第9条 公認審判員は、各種公認・登録等料金一覧表に定める年次登録料を、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。 (講習・検定会業務の所管等) 第10条 公認審判員の講習・検定会に伴う一切の業務は、競技本部スノーボード部が行う。 (検 定) 第11条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	で、本連盟が適当と認めた者とする。 (<u>研修会</u>) 第7条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催の<u>研修会</u>に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。ただし、<u>研修会</u>の参加料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。 (検定<u>の合格基準</u>) 第8条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 1. S A J 公認審判員 (1) 理論検定<u>の合格基準</u>は、100点満点とし、70 <u>点</u>以上をもって合格とする。 (2) 実技検定<u>の合格基準</u>は、<u>F I Sの指定する基準に従い、講師が合否の判断を行う。</u> 2. F I S 公認審判員 <u>検定の検定基準はF I Sの基準に基づくものとする。</u> (資格の付与) 第9条 S A J 公認審判員検定に合格した者にはF I S 公認審判員C級の資格が同時付与される。 (資格の停止) 第10条 公認審判員<u>は所定の研修会に2年続けて欠席したとき、</u>審判員としての活動をする事ができない。 (資格の喪失) 第11条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 <u>(2) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。</u> (<u>公認料等及び</u>年次登録料) 第12条 公認審判員合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。	「クリニック」を正式用語の「研修会」に修正し、第7条とする。 不足している文言の追加。 第11条（検定）を第8条へ移動。 SAJ 公認と FIS 公認を分けて表現。％を点に修正。 文言追加。 FS の検定基準文言に準ずる。 第9条（資格の付与）を追加。 文面の内容を広義に解釈できるようにするため会員登録規程と併せ文言整理。 (2) (3) は現状と合致しないため削除。 (5) は会員登録規程第4条と同じ内容のため削除。 文言追加 第9条は第14条と合わせて第12条に変更 第10条→第5条へ移動 第11条→第8条へ移動
---	--	---

(規程の改廃等)

第 13 条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正

令和 6 年 7 月 25 日 改正